

奈良県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
田中歯科診療所	大和高田市片塩町一五番二〇号	平成二十八年十一月三日
きくち診療所	生駒市谷田町八八―一	平成二十九年一月一日
さくらクリニック	橿原市南八木町一丁目三―二	平成二十九年一月五日
医療法人南平整形外科	葛城市尺土九番地一〇	平成二十九年一月十六日
メイプル薬局築山なんごう店	大和高田市大字大谷七五八番八〇	平成二十九年二月一日
おおはた耳鼻咽喉科	大和高田市大字大谷七五八番八〇	平成二十九年二月一日
おおはし歯科医院	生駒市山崎町二―三九 グラ ンレーヴ東生駒一階	平成二十九年二月三日